

## 無人航空機の日視外補助者無し飛行に係る審査要領の改正について

平成 30 年 9 月

### 1. 背景

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成 27 年国空航第 684 号、国空機第 923 号。以下「審査要領」という。）は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条及び第 132 条の 2 の規定に基づき、無人航空機の飛行に関する許可等の申請に関する所要事項及び当該許可等を行うための審査基準を定めている。

平成 29 年 5 月、「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、平成 30 年以降に離島や山間部への荷物配送を実現するとされたことを受け、その詳細な要件について検討するため、同年 9 月、航空局及び経済産業省製造産業局が事務局となって「無人航空機の日視外及び第三者上空等での飛行に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置したところである。

今般、検討会において無人航空機の日視外補助者無しの飛行に係る要件についてとりまとめられたことを受け、審査要領改正の検討を行うもの。

### 2. 改正の概要

検討会においてとりまとめられた要件等の結果を踏まえて、審査要領に日視外補助者無しの飛行に係る要件を以下の通り定めることとする。なお、①又は④、②又は⑤、③又は⑥の要件については、それぞれいずれかを満たせばよいこととする。また、①の要件を満たせば、②及び⑤の要件を満たさなくてよいこととする。

#### (1) 機体について

- ・ 第三者に危害を加えないことを製造者等が証明した機能を有すること。(①)
- ・ 機体や地上に設置されたカメラ等により進行方向の飛行経路の直下及びその周辺への第三者の立ち入りの有無を常に監視できること。(②)
- ・ 航空機からの視認を容易にするため、灯火を装備すること又は塗色を行うこと。
- ・ 機体や地上に設置されたカメラ等により飛行経路全体の航空機の状況を常に確認できること。(③)
- ・ 無人航空機の針路、姿勢、高度、速度及び周辺の気象状況、計画上の飛行経路と飛行中の無人航空機の位置の差等を把握できること。

- ・想定される運用により、十分な飛行実績を有すること。

## (2) 飛行させる者について

- ・遠隔からの異常状態の把握、状況に応じた適切な判断及びこれに基づく操作等に関し座学・実技による教育訓練を少なくとも 10 時間以上受けていること。

## (3) 安全を確保するために必要な体制について

- ・第三者が立ち入る可能性が低く、安全確認を行った範囲において、一定の高度未満で飛行を行うこと。
- ・機体が落下する可能性のある範囲を第三者の立入りを管理する区画（立入管理区画）として設定すること。(④)
- ・立入管理区画について、近隣住民等に周知するなど、当該区画の性質に応じて、第三者が立ち入らないための対策を講じること。(⑤)
- ・無人航空機の飛行経路の周辺を飛行する航空機の運航者に事前に飛行予定を周知するとともに航空情報の発行手続きに係る対応を行い、航空機の飛行の安全に影響を及ぼす可能性がある場合には、必要な安全措置を講じること。(⑥)
- ・不測の事態が発生した際に機体を安全に着陸させられる場所を事前に確保し、その際の対処方法を定めていること。

## 3. 公布及び適用

- ・平成 30 年 9 月 14 日公布
- ・平成 30 年 9 月 18 日適用